

## 今後の環境教育の充実強化について

平成16年2月12日  
副大臣会議

今日の環境問題には、身近な問題から、地球規模の問題まで、極めて幅広い問題が含まれるが、それらに共通の原因は、通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷があまりにも大きなものになっていることにある。

このような環境問題に対応していくためには、環境に大きな影響を及ぼしている私たちの社会自体を持続可能なものに変えていくよう、それぞれの主体が、

環境に対する責任を自覚すること

例えばゴミを道路に投げ捨てないなど自らの行動を律すること

地域の美化活動など持続可能な社会の構築に向けた取組に積極的に参加し、役割を担うこと

が必要である。

各主体の持続可能な社会の構築に向けた取組を促進するため、

環境に対する関心を喚起し、

共通の理解を深め、

意識を向上させ、

参加の意欲を高め、

問題解決能力を育成するよう

環境教育を推進していくことが重要となる。

このため、以下の点について、各府省で積極的に取り組むとともに、他の国の関係機関に協力を呼びかける。

## 1. 全般的事項

### (1) 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の円滑な運用

本年10月の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の完全施行に向けて、関係省が連携して、広く国民の意見を聴きながら基本方針の作成、人材認定等事業の登録制度の構築を図り、法律の円滑な運用に努める。特に、人材認定等事業の登録制度の円滑な運用や情報提供などを通じて、環境保全に関する民間の指導者による学校等での環境教育への参加の更なる推進を図る。

また、法律の内容等について教育現場等に周知徹底を図る。このため、まず手始めとして、パンフレットを都道府県・市区町村の教育委員会を通じて、学校に配布する。

### (2) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

2005年から始まる「国連持続可能な開発のための教育の10年」に向けて、持続可能な開発のための教育の概念の整理、長期的な推進計画等の検討を図る。

また、開発途上国における環境教育の強化のための支援に向けた取組の実施を図る。

## 2. 新たな個別の取組事項

### (1) エコスクールの充実・普及とそれを通じた住民を含めた環境学習の展開

現在、文部科学省、経済産業省、農林水産省が連携し、エコスクールパイロット・モデル事業が行われている。環境省等の他の関係省の参画・協力も得て、例えば既存施設の断熱化等による省エネ改修、緑化やビオトープづくり、エコスクールを活用した地域ぐるみでの環境学習や新たな工夫を凝らした科学的な環境教育プログラムの開発とその活用などのハード・ソフトの両面からの事業内容の充実を図るとともに、その全国への一層の普及を図る。

### (2) 国等の公共建築物のグリーン化に向けた営繕関係職員に対する環境教育

庁舎、学校、その他の国等の公共建築物は十分な耐震性、耐火性を発揮しつつ、併せて他の模範となる高い環境性能を備える必要がある。例えば照明の自動消灯機能などのかなり普及している技術や、燃料電池による電力供給などの新しい技術もあり、こうしたものを積極的に導入していく必要がある。また、必ずしも必要ではない機能で環境負荷の高いものについては、環境に配慮して導入を見合わせることも必要である。このような観点を踏まえた公共建築への改築や必要な新築を行うため、既存技術や製品にとらわれない新たな省エネ等の取組み、木材の活用その他の環境対策などについて、国等の営繕関係職員を対象とした教育の場を設ける。また、地方公共団体の営繕関係職員を対象とした環境教育についても、必要な協力を求めていくこととする。

### **(3) 国等の職員に対する環境教育の充実と職員の余暇活動を通じた環境保全への貢献**

国等の職員が十分な環境教育を受けられるよう、各府省の初任研修や環境調査研修所で行われている専門的な研修等を通じて行われている国等の職員に対する環境教育のなお一層の充実を図る。

その際、特に、関係府省で環境基本計画を踏まえた自主的な環境配慮の方針を策定することはもとより、環境配慮の方針を策定している府省においては、その推進を図るため、職員に対して環境管理システムについての必要な教育を行う。

さらに、職員の自発的な環境保全に関する取組を支援するため、環境ボランティア研修の実施やボランティア派遣窓口の設置などを進める。

### **(4) 子ども霞ヶ関ツアー等における環境配慮の取組紹介**

子ども霞ヶ関ツアーにおいて、省エネ、庁舎のグリーン化、グリーン購入など国等が行っている環境配慮の取組を積極的に紹介し、子どもに対する環境教育に資するよう各府省で取り組む。また、国の行政機関以外の場で行われている子どもを対象とした普及啓発の機会にも、当該機関による環境配慮の取組が子どもに対して紹介されるよう必要な協力を求める。